

警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会報告(概要)

平成23年 3月

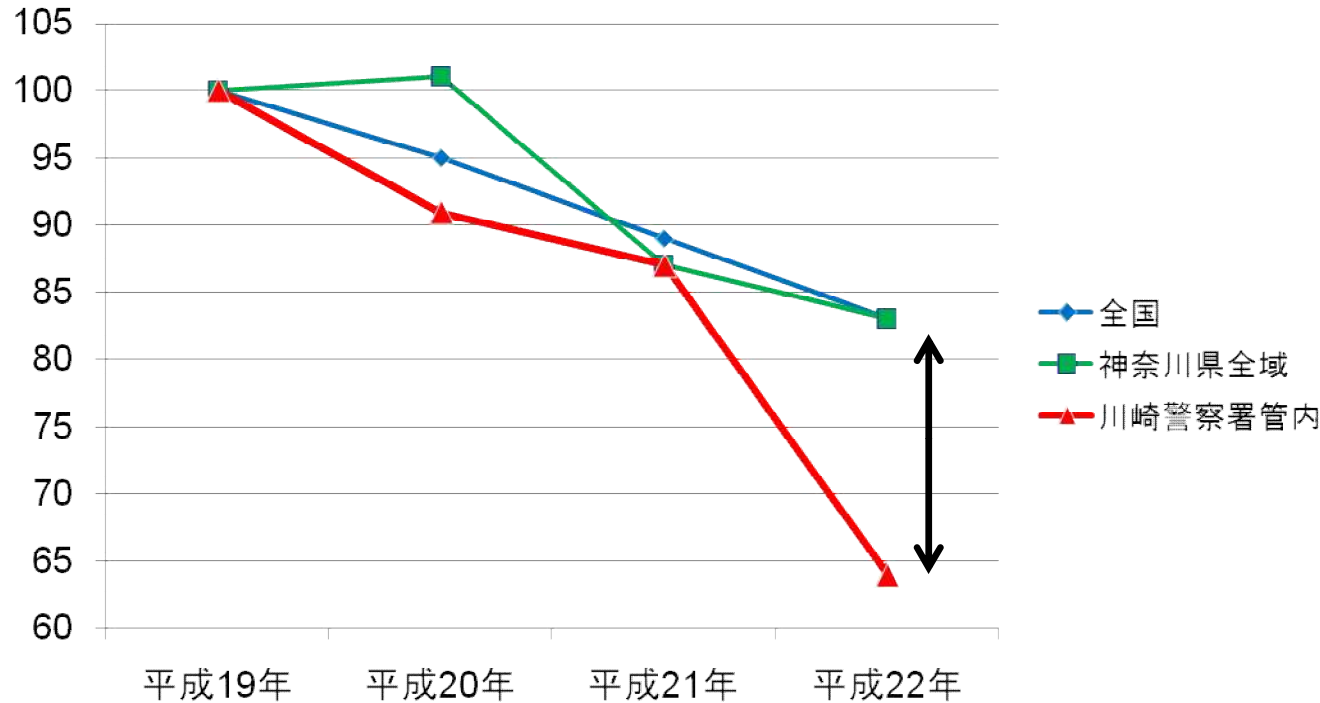
警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会

街頭防犯カメラ設置地区における街頭防犯カメラの設置効果

1 犯罪抑止効果

刑法犯認知件数の推移

(平成19年の刑法犯認知件数を100とした場合の増減比)



	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全国	1,908,836	1,818,023 (-4.8%)	1,703,044 (-6.3%)	1,585,856 (-6.9%)
神奈川県全域	112,529	113,556 (+1%)	98,216 (-13.5%)	93,369 (-4.9%)
川崎警察署管内	4,268	3,895 (-8.7%)	3,693 (-5.2%)	2,735 (-25.9%)

2 犯罪捜査等への画像の活用状況 (H22.12.22 ~ H23.2.28)

窃盗	13件
傷害	9件
強盗	4件
器物損壊	3件
恐喝	2件
暴行	2件
公然わいせつ	2件
住居侵入	2件
建造物侵入	1件
風営法違反	3件
その他	8件

被疑者の検挙	
強盗事件	2件
風営法違反	1件

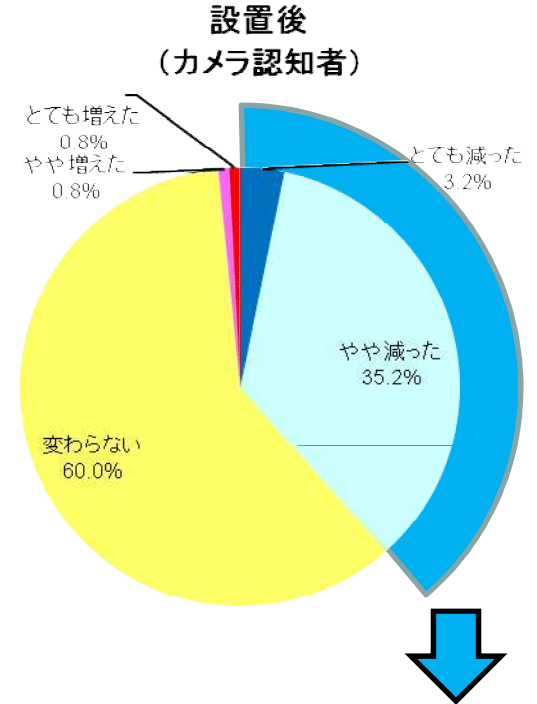
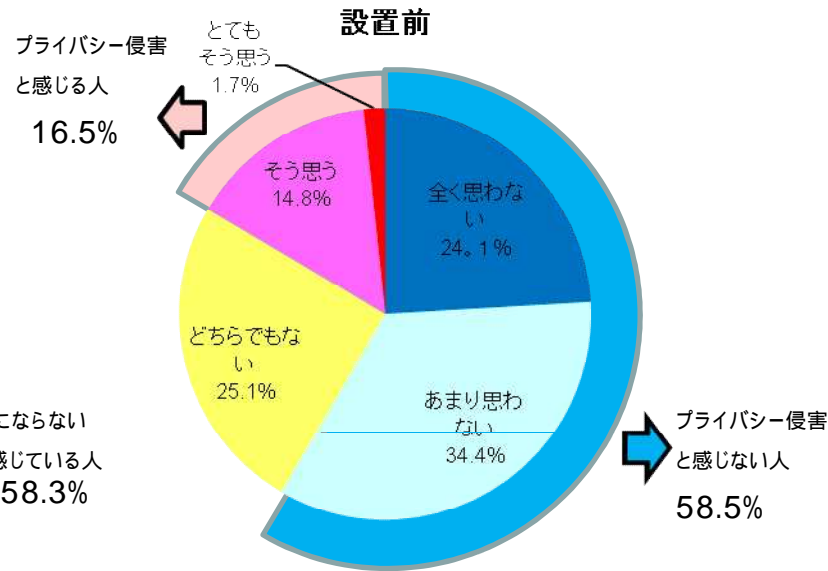
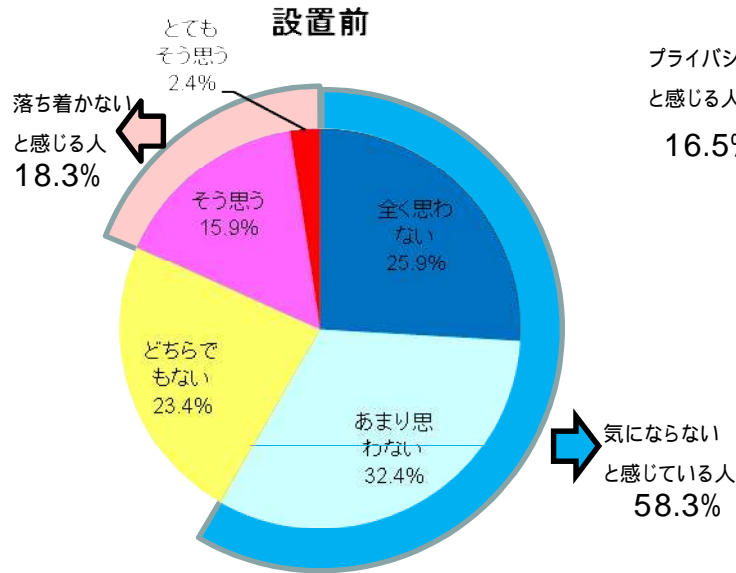
備考: 街頭防犯カメラシステム運用開始は平成21年12月22日

街頭防犯カメラ設置地区における住民の体感治安等の状況

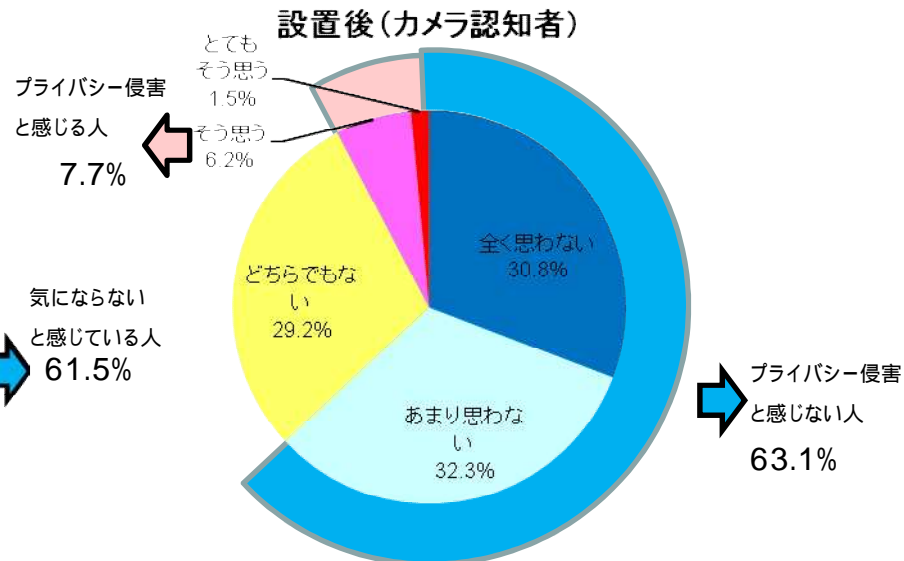
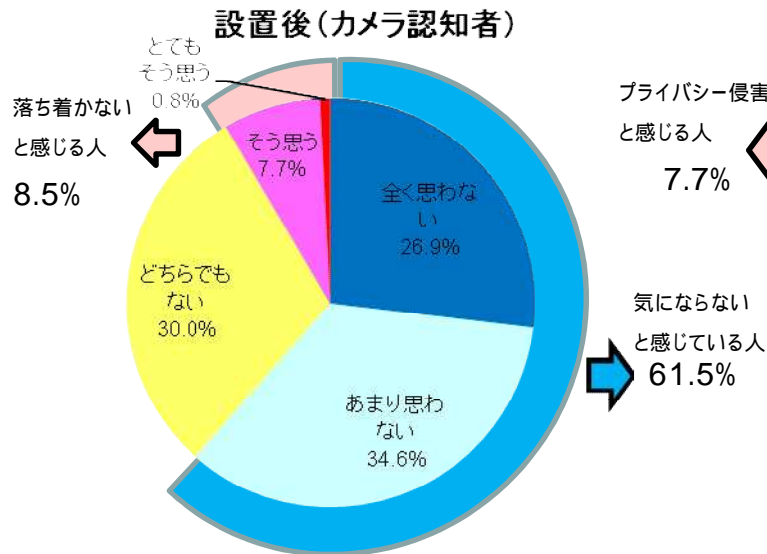
防犯カメラの設置に対して「見られているような気がして落ち着かない」と感じる人の割合は2割弱～1割弱であり、気にならないと考える人の割合は6割前後

防犯カメラの設置に対して「プライバシーが侵害される」と感じる人の割合は2割～1割弱であり、侵害されと思わない人の割合は6割前後

カメラ設置後の設置地区の犯罪被害の危険が減ったと感じた人は4割弱



カメラ設置後犯罪被害の危険が減ったと感じる人 **38.4%**



過去の判例の分析による撮影の許容要件の整理と設置運用基準の作成

街頭防犯カメラの設置・撮影の許容要件に関する判例

東京高判昭和63.4.1

犯罪発生の高度蓋然性

発生予測場所の継続的撮影

+

大阪地判平成6.4.27

街頭防犯カメラ設置基準

目的の正当性

客観的・具体的な必要性

設置状況の妥当性

設置・使用の有効性

使用方法の相当性

街頭防犯カメラ設置運用基準に則った運用の確保

設置運用の許容要件

目的の正当性
客観的・具体的な必要性
設置状況の妥当性
使用方法の相当性

設置状況の妥当性
使用方法の相当性

設置・使用の有効性

撮影データの適正な管理・利用を確保

被撮影者の利益を保護

防犯効果の確保

設置運用基準の作成

5要件の遵守を制度的に担保する

責任体制

表示

管理体制・方法

その他

自治体・民間の設置する防犯カメラの設置・管理上の留意事項

自治体や民間による防犯カメラの設置促進の必要性

自治体や民間の設置する防犯カメラも、警察設置のカメラと並んで犯罪の予防・鎮圧や犯罪捜査等に対して大きな効果

安全・安心なまちづくりに向けて、今後は、自治体や民間による防犯カメラの設置促進が一層必要

被撮影者のプライバシー保護の要請

被撮影者のプライバシー保護は、自治体や民間の設置する防犯カメラに対しても要請される

設置・管理の目的・態様によっては、被撮影者のプライバシーの観点から民法上の不法性を帯びる可能性



自治体や民間による防犯カメラの普及が円滑に進められるよう、その設置・管理に当たっては被撮影者のプライバシー保護上留意すべき事項を明らかにする必要

設置上の留意事項

設置目的が違法目的と併存

又は
防犯目的等の正当な目的を持たない

不法性を帯びる

【参考判例】

- ・東京地判平成21・5・11
- ・福岡地判平成17・3・29

設置目的が防犯目的等正当な目的である場合

設置目的の相当性、設置の必要性及び設置方法の相当性と被撮影者のプライバシー侵害の程度との比較衡量

社会通念に照らし、相当とされる範ちゅうを超えるかどうかでその不法性を判断する必要

(警察設置の街頭防犯カメラの設置要件と同旨)

【参考判例】

- ・東京地判平成19・3・26
- ・京都地判平成21・9・25

管理上の留意事項

撮影した画像データ等が適切に管理されない

不法性を帯びる

OECD 8原則に則った管理を行うことが適正な管理方法として一つの有力な方法

【参考判例】

- ・東京高判平成14・1・16
- ・東京地判平成18・3・31
- ・東京地判平成22・9・27

警察の設置運用基準に倣った適正な設置・管理のあり方の助言など、警察による適切な支援が一層求められる

画像処理・解析技術の応用による警察事案の検出の可能性

検討事案	概要	画像処理・解析技術	技術と警察事案の関係	評価
禁止場所の車両進入	侵入車両検出の方式で対応可能	侵入者(車)検出	進入してくる車両の検出	A
一方通行路への逆走侵入	侵入車両検出の機能強化を行い、走行方向の判定による検出を検討	侵入者(車)検出	逆走してくる車両の検出	A
人倒れ 要保護者	置き去り検出の活用を検討 放置自転車と人物の識別が困難	置き去り・持ち去り	人倒れ・要保護者の検出	C
交通事故	異常音(衝突音)検出の可能性及び周囲の付随事象と複合での検出可能性を検討	置き去り・持ち去り	停車車両の検出	C
		混雑・い集検出	付随する人だかりを検出	B
		異常音検出	衝突音の検出	B
少年い集	混雑(い集)検出で対応可能	混雑・い集検出	い集を検出	A
軽音楽などによる 無許可路上演奏	演奏音からの検出は困難 周囲の付随事象からの検出可能性を検討	混雑・い集検出	付随する人だかりを検出	B
けんか	けんかの当事者の行動からの検出は困難 周囲の付随事象からの検出可能性を検討	混雑・い集検出	付随する人だかりを検出	A
		異常音検出	悲鳴・怒号の発生	B
ひったくり	被疑者の犯行前・犯行後の行動が不明確 複合的な事象からの検出を検討	疾走・人流逆行検出	被疑者・被害者の動きを検出	C
		異常音検出	悲鳴・防犯ブザーなどの検出	C
		疾走・人流逆行 + 異常音	上記の組合せ	C
器物損壊	破壊音の検出と被疑者の逃走などの事象を組み合わせによる検出の可能性を検討	疾走・人流逆行検出	被疑者の逃走を検出	C
		異常音検出	破壊音の検出	B
		疾走・人流逆行 + 異常音	上記の組合せ	C
迷子	子供の身長・着衣からの検索を検討	特徴検索	身長・着衣からの検索	A
緊急配備支援	身長・着衣からの人物の検索を検討	特徴検索	身長・着衣からの検索	A

(検討結果) A: 残課題あるも速やかに実用化できる可能性が高い
 B: 解決可能性は高いがもう少し検討・検証を要する残課題あり
 C: 中・長期的な検討や検証を要する残課題あり

街頭防犯カメラシステムに関する提言（要旨）

【要旨】

1 防犯カメラの更なる設置促進

本事業実施地区における犯罪発生状況や、犯罪捜査等への画像の活用状況、カメラ設置が地域住民にもたらす体感治安の改善状況からすれば、防犯カメラの設置は、犯罪の予防・鎮圧や犯罪の捜査等に極めて有効であるとともに、設置に対する地域住民の受容性も高まっていると認められることから、今後も、地域の安全・安心なまちづくりの中核を担う防犯設備として、全国の犯罪多発地域を中心に、防犯カメラの設置が促進されるべきである。

2 適正な街頭防犯カメラの設置・運用の確保

街頭防犯カメラの設置拡充が図られる前提として、プライバシー侵害を懸念する地域住民等の不安を払拭するよう、その設置・運用に当たっては、本研究会において取りまとめた「街頭防犯カメラ設置・運用の手引き(案)」や「管理・運用要綱(案)」に即した厳格な設置・運用が確保されることを強く求める。

3 自治体・民間による防犯カメラの設置促進とその健全な管理・運用の確保

地域の安全・安心の確保のために、今後も自治体や民間による防犯カメラの円滑な設置が促進されるべきであるが、今後、当該防犯カメラと被撮影者のプライバシーとの私的な緊張・衝突事例の増加も懸念されることにかんがみ、こうした事態が極力回避され、その健全な管理・運用が図られるよう、各都道府県警察においては、単に設置促進を働きかけるのみならず、運用ノウハウの活用等による適切な支援が行われるべきである。

4 本事業における実証実験の成果の活用

本事業において実証実験を行った異常行動検出機能のうち技術的に警察事案への実用可能性が高いと認められた機能や、プライバシー保護機能、アクセス権設定機能については、今後、さらに残された課題の解決を図りながら、標準的な街頭防犯カメラシステムへの装備可能性が追求されるべきである。

その上で、設置しようとする地域の犯罪発生状況や機器増設の可能性等の地域の実情、設置・維持に要する費用や費用対効果等を各設置管理者において総合的に判断しながら、必要に応じてカメラシステムへの導入が検討されるべきである。

また、実用化に向けて課題が残されている機能についても、その機能が犯罪抑止や犯罪発生後に活用される可能性等を踏まえつつ、課題の解決に向けた検討が引き続きなされることを期待する。